

平成25年度第8回天童市教育委員会について（報告）

日 時 平成25年10月28日（月） 午後1時30分
場 所 教育委員会 第一会議室

< 議 事 >

議第24号 平成25年度教育委員会優秀児童生徒の褒賞について

<可決する>

天童市教育委員会小中学校優秀児童・生徒褒賞要綱第3条に定める「宮城浩蔵賞」について各中学校からの内申に基づき褒賞するもので、教育委員会の承認を得て決定していくもの。

審議経過

委 員：「宮城浩蔵賞」の褒賞基準はどのようになっているのか。

事務局：褒賞基準の一つとして中体連などのスポーツ部門での事績があるが、これについては別の褒賞の機会もあることにより、この「宮城浩蔵賞」の褒賞基準としては、主に学業における事績を基準として選考してきた経過があります。

議第25号 天童市教育委員会感謝状贈呈について

<可決する>

昨年度の教育の日制定に伴い、新しく設けた制度。各学校においてボランティアとして児童生徒の健全育成や安全確保のための活動を行った個人・団体を褒賞するもので、教育委員会の承認を得て決定していくもの。

内申にあたっては年ごとに学校の順番を決めて褒賞するもので今回は天童中部小、蔵増小、高揃小、第二中から1個人、3団体の内申をいただいたもの。

審議経過

委 員 それぞれに大変なご苦勞をいただいていたので、賛成します。

委 員 私も同様に賛成します。

議第26号 天童市児童生徒就学援助費支給要綱について

<可決する>

経済的な理由により就学が困難な小中学生の保護者に対して必要な支援を実施するための事務手続きを規定するもの。

就学援助は、生活保護世帯に対し支援をする要保護制度と、生活保護世帯の収入基準の1.3倍未満の世帯を主に支援をする準要保護制度があり、準要保護制度については、教育長が学校長からの申請に対し、学校長や民生委員の所見を基に支援を決定していくもの。

今回の議案はこれまで内部規程として定めていた事務処理要綱を、要望の多かった様式の見直しや、事務処理機関を教育長と定めること、さらに就学援助の対象者を本

市の区域内に住所を有し、かつ本市の小中学校に在籍する児童生徒と明記する内容として全面的な見直しを図ったもの。

審議経過

委員：準要保護児童生徒は、天童市に何人いるか。

事務局：24年度の数字として、小学生で178人、中学生で124人となっています。また、他の制度として特別支援制度や被災地からの児童生徒を対象にした被災児童生徒就学支援制度というのがあります。これら全てを含めると該当者は小学生全体の7.1%の243人、中学生で8.1%となっています。

委員：被災地から避難している児童生徒はいるのか。

事務局：今でも小中学生合わせて60人前後いるようです。家族形態も父親が被災地に残り、母親と子どもが避難している例など、いろいろなパターンがあるようです。

委員：確認だが、これは学校教育法第19条に基づくもので、今までの事務処理要綱を充実させ、なおかつ必要な見直しをするということによいのか。

事務局：はい、そうです。例えば民生児童委員の所見の記入欄など、前年と変更がない場合は、記入を省略できるようにしたことなど、あまり負担を掛けずに記入してもらえるようにしたことです。また、認定基準がありますのでそれに沿って認定事務を進め、民生委員などの意見をいただきながら教育長決裁で決定していくものです。